

容器包装リサイクル法の 問題点と根本的解決

国際連合大学・東京大学

安井 至

<http://www.yasuienv.net>

論点は、本HPの9月5日に掲載済み

1

容器包装リサイクル法の論点

- 一般原則
 - (1)リサイクルとは、元来、地球の磨り減り方をより少なくする効果があることを絶対的条件とする行為である。
 - (2)しかし、それ以外の効用として、雇用の確保、信条の実施などを目的とする場合も有りうるが、上記の条件(1)も同時に満足することが常識である。
 - (3)リサイクルは、コスト的に無理であっても、(1)、(2)に記す効用を優先させて行うべき行為である。
 - (4)リサイクルは、循環型社会基本法に述べられているように、リデュース・リユースの下位に位置する。そのため、リデュース・リユースに繋がるのが望ましい。

■ 一般原則(続)

- (5)リサイクル法は、もともと人為的に費用負担の仕組みを決めるものであって、その仕組みが急激に変化することは経済的な見地から望ましくない。できるだけ、長期の見通しが得られるような方針が表明されることが望ましい。
- (6)リサイクルを実施する際、しばしば抜けて落ちる観点が、リサイクル後の製品の価値が高いプロセスを優先すべきだという点である。
- (7)「リサイクル効率」を定義すべきである。考慮すべき要素は、リサイクル製品の価値、プロセスのLCAデータ、輸送距離など。この「リサイクル効率」を高いリサイクルが優先される政策が必要である。

■ 容器包装の場合

- (8)容器包装の問題は、環境負荷の絶対的大きさという観点から言えば、あまり大きな問題とは言いがたい。しかし、その国の環境政策がもっとも良く反映しており、しかも見やすい部分が容器包装である。
- (9)容器包装リサイクルの仕組みに要するコストは、最終的に消費者が負担すべきものである。
- (10)飲料を販売するには、量り売りのような非現実的な方法を除けば、必ず容器が必要不可欠である。最近のように、「水は買うもの」、「お茶も買う」といった傾向を許容しつつ、容器(使用数)のみをリデュースすることは不可能に近い。
- (11)唯一の解が、リターナブル容器である。現在の時流に逆行するこの種の容器に対する態度を決めることが重要である。

■ 制度上の問題点

- (12) 事業者にとって予測しにくい仕組みは改善が必要である。年度が終了してから負担金が決まるような仕組みは、大きな欠点だといわざるを得ない。
- (13) 不正ただ乗り(フリーライダー)を防止する仕組みが必要不可欠である。
- (14) 処理業者関係: マニフェストの強化。委託費の支払いの時期。処理能力による入札量の制限。
- (15) リサイクル効率の高いリサイクル製品を製造する業者の入札を優先する仕組みが不可欠。
- EPRについて
 - (16) EPR(拡大生産者責任)は、様々な定義があり、定義によっては、容器包装リサイクル法との関係は希薄であるが、ビール用ペット、ホット飲料用ペットなど、新種容器については、情報開示がさらに必要である。むしろ、現行ならびに近未来のリサイクルシステムとの整合性からみて、認可を必要とするという考え方もありうる。

■ 大きな方針を！

- (17) 最終的な容器包装リサイクルシステムのビジョンが必要である。それは、容器そのもの、あるいは、包装用材料になりうるものが生産された瞬間に負担金額が決まるシステムが必要である。
- (18) 国としてのポリシーの表明が重要である点を考えると、第2次容器包装リサイクル法のみならず、少なくとも、第3次、第4次の方向性を同時に決定すべきである。
- (19) ということは、50年後の着陸地点を想定した議論が行われることが望ましい。
- (20) その着陸地点に向けて軟着陸が行われることを共通理解として、合意形成が行われることが望ましい。

飲料業界各位へ

- (1) 事業者が増加するコストを吸収することは、リデュースに繋がるかどうかの観点から有害な行為であることを再確認すべきである。
- (2) 上記理由により、事業者の負担が大きいため、という理屈で、法律改正に反対すべきではない(みずからの無能を示すようなものだから)。

- (3) 自治体の収集効率に関して、最善の効率を実現している自治体の特定を急ぐべきである。
- (4) もしも、最善の収集・業務効率の高い自治体の回収費用の半分を負担するとしたら、現状での対象外の容器を含めて、どのようなコスト負担になるか、シミュレーションを行い、その値を公表すべきである。
- (5) ビール用ペット(特にアサヒビールへ)、あるいは、ホット飲料用ペットのような新容器を使うかどうか、これは自社のみで決定できるものではないことを認識すべきである。(白紙になったが。)

容器生産事業者各位へ

- (1)リサイクル率の高さは免罪符にはならない。なぜなら、回収を自治体に一部とは言え依存していることは事実であるから。
- (2)リサイクル率の定義が材質ごとに違うのは、許容しがたい。せめて、現状の厳密な計算法を完全に公開すべきである。

- (3)さらに、リサイクル率の定義の統一を、どこかに公的な研究機関に依頼し、それを採用すべきである。
- (4)LCAを行う際には、自己責任で管理可能な境界条件を設定すべきであり、自治体などの寄与を含む境界条件の設定は不当である。

LCAとは、自らの立場をできるだけ厳しく評価し、信頼性を確保するものである。

スチール缶業界と帝人ファイバーへ

自治体関係者へ

- (1)自治体の収集費用の一部を事業者負担とすることは、当然の主張である。
- (2)現在、容器包装リサイクル法の枠外であるスチール缶、アルミ缶、紙パック、段ボールも容器包装リサイクル法の枠組みに含めるべきだという主張を行うべきである。

- (3)一方、自らの収集コストの公開を積極的に行うと同時に、究極的な効率を達成した場合のコストの算定を行うべきである。
- (4)収集方法の改善によって、回収品の品質が向上するのであれば、その方法の具体的な提示と方法論を変更した場合のコストデータを公表できるよう努力すべきである。
- (5)地域内でのリサイクルシステムの活用を主張すべきである。
- (6)同時に、地域内でのリサイクル品の使用を義務化すべきである。

国関係者へ

- (1) 容器包装のように、環境負荷の絶対値が限定的である排出物に対するシステムは、行政担当者の「趣味」によって、美しくかつ未来展望のあるシステムを構築すればよい。
美しいシステムとは、整合性が取れていること、不平等の無いこと、理論的の裏づけのあること、高い志を感じることができること、不正の介入が防止できること。
- (2) 瞬間的な方向性が最終着陸地点の方向と異なることは、最終着陸地点を明示することによって、はじめて許容される。

- (3) 容器関連全体の循環を高度に推進すれば、それだけ、環境負荷が減少するようなシステムであることを、科学的に証明すべきである。
- (3') そのため、リサイクル効率のような指標を導入することが必要である。
- (3'') 特に、カスケードリサイクルの場合には、リサイクル効率の高い方式を優先した入札システムとすることが必要。

- (4)現時点で回収を高度に実施していることが、容器包装リサイクル法の枠組みから除外される理由にはならない。例えば、アルミ缶、スチール缶である。もしも、それを理由に枠組みから除外するのであれば、以下の条件が必須。
- (4 - 1)もしもリサイクル率が低下した場合には、事業者側の責任においてリサイクル率を復活させる義務の強制。もしも復活が不可能であったら、強制デポジット製を導入する。
- (4 - 2)ペットボトルなどもリサイクル率が上昇した場合には、容器包装リサイクル法から離脱させることの確認。

- (5)最終的には、容器包装を製造した時点を基準として課徴金が決まる制度を考慮することが必要。
- (5)ただし、最終的な課徴金を誰が負担するか、という議論が別途必要。特に、その他プラや紙など、多数の事業者が負担するケース。
- (6)入札制や、落札した業者への処理費の支払いのタイミングなど、きめ細かい対応が必要。

NPO & 市民代表各位へ

- (1) EPRが重要なのは、より複雑な製品に対する情報公開という観点である。どのような有害な物質をどのくらい含む、あるいは、分解を適切に行わないと作業者に被害が及ぶといった考え方がEPRの根幹をなすからである。
- (2) 容器のような場合には、EPRという考え方は適用が難しい。なぜならば、事業者は費用負担をすべきではなく、システムの構築も、事業者の責務とは言いがたいからである。ただし、新種の容器を出すときには、かなり重大なEPRが発生すると考えるべきである。



- (3) 事業者が利益を追求すると、自然にある行動を取るようになる、といった社会システムの構築が望ましい。
- (4) 費用分担の議論が重要である。しかし、特に重要なところは、どのような場合でも、最終的には消費者が負担しているのが現実である。単に、地方税という形を中間的に取る場合があって、そのため負担割合が異なるということである。
- (5) 事業者がリサイクルコストを吸収してしまえば、削減効果が無いので、費用負担の主体として事業者を上げるべきでない。



- (6) 一般ごみの有料化議論と、ごみ減量の議論は同一ではない。また、デポジット制とごみ減量の議論は、これも同一ではないことを認識すべきである。
- (7) クリーニング屋の袋がなぜ包装でないか、など率直な疑問を出すべきである。

実行個人案

	第二次(今回)	第三次	第四次
自治体負担の事業者への一部移転	○		
処理業者対応の強化	○		
リサイクル生産性の定義の確定	○		
リサイクル生産性に基づくシステム設計	○		
リターナブル容器の優遇策	○ ←————→		
リサイクル率の公的統一定義	○		
アルミ缶などへの範囲の拡大	←————→		
アルミ缶などのリサイクル率維持	←————→		
新容器の認可システム	←————→		

容器包装製造時課徴金方式	検討開始	←————→	